

奈良県告示第二百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四二五号
- 三 道路の区域

区 間				区域変更 の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
後		前					
B	A	B	A				
一〇・二 、	五・八 、 三〇・五	一二・六 、 四二・〇	五・八 、 三〇・五				
一、八一三・	三、〇七二・ 〇	一、八八九・ 〇	三、〇七二・ 〇				
今戸高架橋 十津川道路 に重用 国道一六八号	国道一六八号 に重用	国道一六八号 に重用 十津川道路	国道一六八号 に重用				

吉野郡十津川村大字折立一三二番一先から
吉野郡十津川村大字平谷四一番一先まで

			→ → 三 ・ 一	
				○
二 m	L 一、 四 三	豆 市 ト ン ネ ル	L 一 七 二 m	